

平成29年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月4日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右エ門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

11番 熊谷隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 農事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君

教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽 裕 君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

11番、熊谷隆一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。任期中最後の質問になりましたけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

第1問目は7月豪雨の対応と、その後の検証についてであります。

7月22日・23日にかけて県南部を中心に記録的な豪雨に見舞われました。美郷町では浸水や冠水が発生し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

先般、この豪雨災害について災害発生からの対応経緯や被害状況などの報告が町と議会との意見交換という形で行われましたが、この貴重な体験を町民とともに共有すべきと考え、質問をいたします。

1として、大雨の予報や豪雨災害に町・職員はどのように対応し、行動したのか。また、町消

防団の活躍や自主防災組織の活動についてお伺いいたします。

2として、災害対応において今後検討すべき点についても、いま一度お伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

7月22日からの大雨災害に関する町の対応についてですが、前日の21日金曜日の午前及び午後の2回秋田地方気象台より大雨等に関する情報提供があり、午後2時40分週末の気象状況によっては災害対応の可能性があり得ることを全職員に対し、メールで周知しました。22日の午前9時から11時ころにかけて県北地域の各市町村に「大雨警報」が発令され、正午過ぎには近隣市にも「大雨警報」が発令されたことから、午後1時30分に総務課及び住民生活課職員が役場庁舎に参集し、気象情報等の収集に当たりました。その後、午後3時過ぎに気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報が当町の一部地域において「警戒が必要」なレベルを表示したため、午後3時30分に災害警戒部を設置し、直ちに管理職等の災害警戒部員を招集し、今後の対応策等を協議しました。午後4時3分に「大雨警報」に加え「土砂災害警戒情報」が発令され、あわせて土砂災害警戒判定メッシュ情報が「非常に危険」なレベルに変わったため、災害警戒部を災害対策本部に切りかえ、全職員を招集し、一時避難所の開設等の災害対応に当たることを指示しました。

その後、午後4時40分に一時避難所の受け入れ準備が整ったため六郷東根・金沢及び飯詰地区の山沿いの土砂災害警戒区域と同特別警戒地域内の住民90世帯317人に対し「避難勧告」を発令し、防災行政無線と緊急告知FMラジオによる情報発信、対象の世帯には町職員が直接電話連絡するとともに広報車を巡回させ、避難を呼びかけました。さらに、午後5時10分に土砂災害警戒判定メッシュ情報が「極めて危険」なレベルに変わったため、避難勧告対象世帯のうち、金沢及び飯詰地区に発令していた「避難勧告」を「避難指示」に切りかえました。

また、災害初期の段階から冠水等が発生したことにより国道や県道の一部が通行どめになった影響で町道に迂回する車がふえたことから交差点等に職員を配置し、交通誘導に当たりました。

夜になり、大雨の影響で横手川の水位が上昇し、氾濫の危険があると判断されたため、午後10時15分に金沢西根地区の横手川沿いの住民310世帯1,022人に対し「避難準備情報」を発令し、防災行政無線と緊急告知FMラジオによる情報発信、対象行政区の行政協力員に電話連絡して行政区内への周知を依頼するとともに広報車を巡回させるなどの対応に当たりました。

翌23日夕方には「土砂災害警戒情報」が解除され、横手川の水位も低下傾向にあったため、午後6時15分に「避難指示」等を全て解除し、災害対策本部を災害警戒部を切りかえ、翌24日の午後3時30分には災害警戒部を解散しております。

なお、避難指示等により一時避難所に避難していた方は南ふれあい館が74世帯179人、中央ふれあい館が6世帯16人、福祉避難所として開設した宿泊交流館ワクアスに3世帯7人で、合計83世帯202人となっております。

次に、町消防団の行動についてですが、初動時から団長及び副団長が本部員として災害対応の指揮をとり、水害に対しては土のう積み工法で対応するよう各分団に対し、指示を出しています。災害対応は2日間で団員延べ185人が出動し、降雨が集中した仙南地区への対応については、指示が的確に伝わるよう当該地区を担当する第7・第8・第9分団長が団長のもとに集合し、本部へ寄せられる情報をもとに各分団に対し、指示が適時・的確に伝達できる体制としました。

活動内容としては、第7・第8分団が土のうの製作と運搬、第9分団が必要箇所への土のう積みと役割を分担して行いました。また、夜半以降町内河川の水位が上昇したことから矢島川を第2分団、六郷西部を第4分団、横手川を第9分団がそれぞれ水害警戒活動に当たりました。

次に、自主防災組織の活動についてですが、横手川の増水による内水氾濫の危険があった金沢西根地区の2組織において、集落内で避難の呼びかけが行われたほか、六郷地区では土のう積み作業と地域の見守りを各1組織で実施、千畑地区では防災備品の確認作業と地域の見守りを各1組織で実施されたことを確認しております。

次に、今回の災害対応について今後検討すべき点についてです。住民の方々からもご意見やご要望をいただいておりますが、次の点が検討を要すると認識しております。

1つ目は避難指示等の避難情報の発信に関してです。

テレビ等で報道された避難情報が金沢や飯詰などの大字単位となっており、自分の住んでいる地域が対象となっているかわからず不安との声がありましたが、私どもも災害対応中に、その点を感じておりました。このことについては、現在使用している県の情報システムが大字単位となっているため、今後システムの設定変更が可能かを含め県と協議・検討していくとともに、町が行う防災行政無線等の内容については、できる限り行政区を特定するよう、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

さらに、緊急告知FMラジオによる情報発信ですが、放送依頼から実際の放送まで最大40分ほどのタイムラグが生じました。望ましい姿はこちらの依頼に対してできる限りリアルタイムに近い時間で放送してもらうことですので、今回の状況を踏まえ、8月10日株式会社エフエム秋田に

対し、改善を申し入れました。今後双方の連絡態勢を強化し、運用の改善について協議を進めていくことで合意しております。

2つ目は災害情報の発信手段の多様化についてです。

これまでは防災行政無線及び緊急告知FMラジオ、そしてテレビ局を通じた情報発信でしたが、各種メールやSNS等で発信してほしいとの声もありました。確かに携帯電話の保有状況を踏まえたとそうした情報発信も必要と認識し、今後はエリアメールを配信するとともに希望者登録制のメール配信について検討してまいります。さらに、町ホームページ等においても最新情報をリアルタイムに近い形で発信していくよう態勢強化を検討してまいります。

3つ目は浸水被害に対する行政対応についてです。

浸水した家屋については、衛生環境について一定の対応が必要ですが、その時点ではその助成制度がありませんでした。そのため、対応策として住宅浸水及び浄化槽への雨水流入に伴う溢水に対して早急に助成策を検討し、予算を専決処分させていただき対応しましたが、こうした被災後の即応支援策については事前に想定、ある程度その支援策を検討しておくことが必要と認識したところですので、今後検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれ今回の経験を踏まえ、各般にわたる対応について不足を補う認識で今後、対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

町長。

○町長（松田知己君） ただいまの答弁で「4時20分」というところを「40分」と誤って答弁しましたが、「4時20分」が正解でありますので訂正させていただきます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）7番 深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今回の水害においては、ただいま町長よりお話がありましたように役目柄とはいえ、町役場そして消防団の皆さんには大変ご苦勞をかけたなど、そういう意味で大変ご苦勞さまでしたという言葉が伝えたいと思います。また、さらに防災を高めるという意味で今改善点などもいろいろ聞いたわけですが、まさに要点をついたところかなというふうに思っておるところであります。

それで、そのほかにもちょっと私が耳に挟んだ話でありますけども、ある障害者の方がワクアスに避難させてもらって大変ありがたかったという言葉、そういう話をしてございました。その際の感想だったようですけれども、できれば障害者はふだんから転落防止柵といい

ますかガードっていいですか、そういうものを使っているようなので、そういう準備も今後準備してもらえるとありがたいなというような話もしてございましたので、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

町のほうでもいろいろ町民のほうにいろいろな話を聞いて、今の改善策などを検討してるわけですが、今回住民もさまざまな体験してる方がこのほかにもいるかと思っておりますので、今後に生かす意味でも行政座談会とかいろいろな会議等を通じて住民の皆さんに広く問いかけることも大事ではないかなというふうに思いますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりだと認識しております。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移ります。

○7番（深澤 均君） それでは、次の質問に入ります。乗り合いタクシーを利用できない交通弱者対策についてであります。

高齢者世帯を中心に乗り合いタクシーを利用できずにいる交通弱者がふえているように思います。原因は自宅周辺の指定された乗降場所まで遠く、病気によってや足腰が弱いなど歩行が困難な高齢者にとっては利用したいが利用できずにいる現状があります。乗り合いタクシーの利用規定上玄関先までは無理ということは理解しますが、このように真に困っている町民が少なからずいることも現実であります。このような高齢による交通弱者が社会参加や生活の質の低下を招かぬよう高齢者福祉の面などから何らかの対策を講じ、支援の手を差し伸べることができないか、お考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、乗り合いタクシーですが、民間の交通事業を補完する取り組みであり、玄関から目的地までの移動を希望される方については、原則的には通常のタクシー利用等をご検討いただきたいと存じます。

また、一人でタクシーの乗りおりが難しく、タクシー運転手による乗車支援で対応できない状況の方には介護保険における介護認定が前提ですが、必要に応じてヘルパー同行による買い物支援や通院支援等のサービスを受けることが可能で、その料金は所得要件があるもの

の原則1割負担で利用することが可能となっております。また、要介護度1以上と認定された方については、乗降介助員によるサービス、いわゆる介護タクシーも利用可能となっております。

さらに、今年度からスタートした総合事業では、これまでの認定区分に加え、要介護申請を必要とせずに判定される事業対象者区分が追加されたことにより、ただいま説明したサービスが、より使いやすいように改善されてるところです。

と申しましても全ての外出目的に、この制度が対応できるものではありませんので、その点をご理解をお願いいたします。

また、介護保険以外のサービスでは、前にも答弁したことありますが、おたすけマン事業として町社会福祉協議会が有償で日常生活のちょっとした困り事への手伝いを行っており、その中には買い物代行や診察受け付けなども含まれておりますので、この制度活用もご検討していただきたいと存じます。

交通弱者の社会参加機会の減少や生活の質の低下を生じないようにのご質問ですが、閉じこもり予防のための訪問活動や週一回ではありますが、送迎つきのデイサービスの実施、見守り活動とあわせた週2回の弁当配布などのサービスも実施しており、交通支援のみならず高齢者のQOL、クオリティ・オブ・ライフ低下を招かないためのサービスを総合的に実施してるところです。

なお、今後高齢者世帯の割合が増加していくことが予想されるなか、交通弱者に対する対策の充実も求められるものと存じます。そのため、町では高齢者の生活支援態勢を整備するための検討会を昨年度から立ち上げ、町社会福祉協議会やシルバー人材センターなどのほか町内スーパーや地域サロンの代表なども交え、見守り支援・交通支援などのあり方について協議をしているところです。また、今年度中に策定予定の第7期介護保険事業計画並びに町高齢者福祉計画策定に当たり、交通に関するニーズも含む町民アンケートを実施しており、今後社会環境の変化等を見据えた上で検討会の意見や調査結果などを踏まえ、対応等について検討してまいりたいと考えてるところです。

いずれ高齢者における交通弱者の支援については、QOLの低下を招かないことを目的に家庭における生活支援とともに外出支援についても多用な外出目的があることを認識し、さらには身体状況や家族構成などを勘案しながら適切な支援のありようを検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき質問いたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

ことし4月から総合事業が全ての市町村でスタートしました。要支援1・2の方が利用している訪問介護と通所介護が保険給付から外され、町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。昨年あるいは一昨年既に移行した自治体では研修を受けた住民による安価なサービスに変わり、単なる家事代行になって利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が起きていることや、要支援者のサービスの選択が制限され、サービスからの卒業が強制されるなど要支援認定を受けた人の保険給付の受給権を否定するような事態が報告されているところもあります。

8月19日付魁新聞の報道によりますと、共同通信社が全国全ての1,741市区町村を対象に実施した調査で、回答した1,575自治体の45%が運営に苦勞していると答え、その理由として新たな担い手の確保が難しいとしていることが明らかになりました。秋田県では25市町村の60%に当たる15市町村が苦勞していると回答していますが、当町ではどのように回答したのかお尋ねします。

総合事業を実施した他の自治体では事業所運営や包括支援センターの多忙化、基準緩和型サービスなどの報酬が定額設定されることから介護事業所の総合事業への登録が少ないなどの問題があるようですが、当町の総合事業の実施状況と課題については、どのように認識されているのかお伺いいたします。1年かけて予防給付から総合事業に移行することから、今後さらに介護現場の状況が深刻化していくことが考えられます。利用者の実態に見合った必要なサービスの提供がなされるよう、サービスの後退としないようにするべきですが、見解をお伺いいたします。

次に、介護保険料・利用料の負担軽減を求めるものですが、この間私ども党支部が行ったアンケートで6割以上の方が暮らし向きが悪くなったと回答し、その理由として年金が少ない上に減らされて、そして逆に医療費や介護保険料が高くなったことを挙げています。年金が少ないのに介護保険料が高過ぎる、町で補償してくれるよう望むという声や年金が少ないので老人ホームにも行けない、この先本当に困るなどの声が寄せられています。

サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると保険料や利用料に連動するという制度の根本的矛盾を解決すること、保険料に依存する仕組みを変えていくことが今ますます重要になっていると思います。支給される年金額は減額や据え置きばかりなのに、そこから天引きされる保険料がどんどん引き上げられては暮らしは苦しくなるばかりです。

高齢化が一層進むなか、介護保障の充実が高齢者はもちろん全ての人々の願いです。介護を社会的に支えるという理念のもとに始まった介護保険制度ですが、保険料や利用料の負担が住民の暮らしを脅かしているのは本末転倒です。町として国及び広域に対して保険料・利用料の住民負担の軽減を求めていくとともに町独自の軽減策を実施することについて見解をお伺いいたします。

介護保険制度で保険料を払い切れない低所得の高齢者に対して行われるペナルティが問題になっています。保険料を2年以上滞納した場合、サービス利用料の本人負担が引き上げられるなどの罰則によって必要な介護を受けられない人が生まれているためです。介護保険料は改定のたびに引き上げを繰り返し、低年金、無年金、低収入の高齢者の負担能力を大きく超えています。低所得の人たちを介護保険の利用から事実上締め出している過酷な仕組みを改めるべきです。罰則を科すのではなく、高い保険料を引き下げ、低所得者の負担軽減こそ行うべきです。国に対し、ペナルティをやめるよう求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします

初めに、アンケートに対する回答についてです。

設問として「要支援1から2向けに提供するサービス業務の移行全般をどのように評価しますか」との間がありました。それに対して本町は、サービス業務の移行にプラス評価もあれば課題もあるとの認識で「どちらとも言えない」と回答しております。

そのプラス評価についてですが、本町における総合事業は総合事業開始前に行われていた介護予防サービスと同様のサービス、いわゆる現行相当サービスに加え、家事全般を行う訪問型サービス、身体ケアを伴わない通所型のデイサービスについて、それぞれ基準を緩和し、安価でサービスを利用できる選択肢を追加しております。また、筋力アップなどで自立性を高める短期集中通所型サービスも追加しており、これまでのサービスと比較すると選択肢がふえておりますので、その観点でプラス評価と認識しております。

一方、新たな担い手の確保の観点では他市町村と同様支え手の確保が難しい状況であるとともに

にフォーマルとインフォーマルの間に位置する、いわゆるはざまのサービスについても、残念ながら現在のところ十分とはいえず、今後の課題と認識しているためアンケートにはプラス評価もあるものの課題もあるとして「どちらとも言えない」と回答したところです。

なお、課題である新たな担い手の確保については、現在住民や企業の意識啓発を図る観点で町民向け講演会や企業を含む生活支援の検討会開催、見守り事業などを行っているほか、互助力強化という観点から地域サロンのリーダー養成講座の開催などの取り組みを展開し、その確保に努めているところです。

次に、当町における総合事業の実施状況と課題についてです。

現在先ほどお話しいたしました現行相当サービスに加え緩和型訪問サービス、緩和型通所サービス、そして通所による短期集中予防サービスの5類型を実施している状況ですが、その中で現行相当サービスによる訪問介護の利用者は53名、現行相当サービスによる通所介護の利用者は69名となっております。また、緩和型訪問サービス・緩和型通所サービスは現在利用者がいない状況ですが、通所による短期集中予防サービスは現在8名の方が利用している状況です。

一方、課題については、先に述べましたとおり新たな担い手の確保の問題がありますが、これも先ほど述べましたとおり、現在その対策を講じているところです。

また、圏域全体として緩和型サービスの指定申請をする事業所が少ない状況も課題で、今後介護保険事務所など関係機関等と連携を図りながら指定事業所がふえていくよう働きかけてまいりたいと存じます。

最後に利用者の実態に見合った必要サービスの提供とのお質問ですが、これまで申し上げたとおり総合事業開始によるサービスの選択肢がふえておりますので、本人の意思を尊重しつつ家族の希望等を聞きながら適切なアセスメントとなるよう関係機関、関係者と共通認識を醸成してまいりたいと存じます。

次に、2点目の保険料についてです。

保険料の設定については、議員もご承知のとおり介護保険計画策定時に計画期間内の給付費総額を見込んで算定しているものです。その保険料は所得段階に応じて9段階の区分を設けているほか住民税非課税世帯については、さらに保険料の引き下げを実施し、また何らかの理由により収入が著しく減少した場合には減免措置も設けるなど低所得者や支払い困難者への配慮があるところですので、改めてご認識をお願いいたします。

また、利用料についても利用者負担が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として一部が払い戻される制度があるほか、ショートステイなど一部サービスの利用では食費や居住費

の軽減なども行っており、利用料についても配慮してることに改めてご認識をお願いいたします。このように既に負担軽減策が存在してる状況において、さらに公費負担による負担軽減策を要望することは現段階では考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

また、保険料利用料について町独自の軽減策をとのご質問ですが、ご存じのとおり本町を含む介護保険については、2市1町の広域市町村圏で運営しております。そのため本町のみが独自に負担軽減策を講ずることは制度運営の根幹を考えますとできませんので、ご理解をお願いいたします。

介護保険料滞納者に対する給付制限措置についてですが、措置そのものが介護保険法により全国同一基準で定められているものですので、公平性確保の観点から法律にのっとった対応が基本であるものと存じます。したがって、現段階において国に給付制限措置を撤廃する旨求めていくことは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） ペナルティをやめるよう求めていくことに対してですけれども、やむなく滞納している人は自分で年金から天引きでなく納付する人たちがまずほとんどだわけですけれども、突然、こういう人たちが突然体調を崩して介護が必要になったときに初めて利用料が3割負担になるんだということを、そのときに初めてわかるわけですね。実際にいざ受けたいと思っても、もう保険料も払えない人が利用料も払えないってことは当然だと思うんですけども、このペナルティというのはこういう経済的に苦しい人たちに対して、まずは追い詰めるような仕組みではないかと私は思うんですよね。そういう、こういうやり方は法律制度でということですが、社会保障の観点からすると、とって相いれないものだと思うんです。そういう点を、町長はどのように考えるかということ伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的にそうした制度があるということをあまねくご理解いただくことが必要でして、その上でやむなく滞納してる方につかれましても、そういった事態が発生し得るということをご理解の上でそういう対応にならざるを得ないのではないかというふうに思います。

いずれ社会保障のありようについては、自治体が議論というよりも立法府において議論される部分であろうと思いますので、その部分についての考え方は答弁を差し控えたいと思

ます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） 国保税の引き下げについて質問いたします。

厚労省が7月に来年度からの国保新制度に向けた第3回試算方針を各都道府県に通知しました。これまで2回の試算では市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、保険税の大幅増になるなど不安の声が上がっていましたが、第3回試算では制度移行に伴う保険税負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしました。市町村への納付金割り当てがどれくらいになるかは今後ですが、少なくとも制度の移行による値上げにならないようにすべきです。

当町では今年度、税率を据え置きましたが、国保税が高くて支払いが大変だという声は依然として根強いものがあります。国保会計には約8,000万円の基金があります。この基金や繰越金などあらゆる財源を活用して来年度はぜひ引き下げをするよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします

国民健康保険の新制度では、国の基準に基づいた事業納付金制度が導入されることから市町村によっては被保険者の保険税負担が上昇することも予想されます。その影響を段階的に緩和することを目的として激変緩和措置が導入され、その激変緩和措置については1人当たりの国保事業費納付金が平成28年度と比較して毎年度県が定める一定割合以上増加した市町村が対象となることとなっていることは議員もご存じのとおりです。新制度に伴う第3回目の事業納付金については、現在試算作業を行っており、10月には各市町村へ示される予定となっております。

なお、平成29年2月に県が公表した平成29年度に事業費納付金制度を導入したと仮定した場合の試算では、美郷町は平成28年度と平成29年度の1人当たり保険税を比較して、ほぼ同額となることから被保険者の負担が大きくなることは、現段階においては考えられないと認識しております。

また、基金や繰越金などの財源を活用して国保税を引き下げるべきとのご質問ですが、まず議員ご承知のとおり国民健康保険はほかの医療保険制度と比較して被保険者の平均年齢が高く、加えて低所得者が多いという構造的な問題を抱えております。そのため公費による財源手当てに加えて医療保険者間の財政調整、保険財政共同安定化事業などを実施し、負担を均衡させる仕組みを取り入れて財政的工夫を講じて運営されてるところです。

こうした制度運営のなか、美郷町では平成28年度に国民健康保険税の引き下げを行ってことは議員ご承知のとおりです。被保険者の所得が変動するため単純に比較することはできませんが、平成27年度と28年度の1人当たり保険税を比較しますと決算ベースで約800円の引き下げ、平成26年度と28年度の比較では約1万500円の引き下げとなり、被保険者の負担は軽減されている状況にありますことに、どうかご理解をお願いいたします。

一方、医療給付の状況は被保険者数の減少に伴い全体の医療費は減少しているものの一人当たりの給付額は平成27年度と28年度の比較で約3.2%増加しており、特に高額療養費の増加が著しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、本町においては、データヘルス計画に基づき特定健診や保健指導を実施し、医療費の適正化に努めているほか、今年度はウォーキングコースを整備するなど美郷町セルフケア推進方針に基づき住民の健康づくりに関する取り組みを積極的に行っているところです。

町としては、国民健康保険の制度改正に伴い導入される努力する保険者を応援する保険者努力支援制度などを活用し、財源確保に努めることで被保険者の負担軽減につながるよう引き続き努力してまいります。

なお、現在の国民健康保険特別会計の基金残高は安定運営を前提とした負担軽減を実施できる規模ではありませんし、繰越金はその金額を歳入認識して保険料算定しておりますので、実質負担軽減に振り向けられているところです。こうした実態を鑑みれば、さらなる負担軽減を行うことは物理的に無理で、現段階では考えられませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

9月6日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時40分）